

健康福祉常任委員会会議記録（概要）

令和6年2月29日（木）

開 会 （午前9時0分）

【議 事】

○議案第35号「所沢市病院事業の設置等に関する条例及び所沢市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】 な し

【意 見】 な し

【採 決】

議案第35号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

休 憩（午前9時2分）

（説明員交代）

再 開（午前9時4分）

○議案第29号「所沢市重度心身障害児等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】

赤川委員

今回の条例改正でサービスを受ける対象者の数が増えるのではないかと思うが、何名くらい増えることが予想されるのか。

一色障害福祉
課長

今年度は、今のところ4名増えておりまして、このままでいくと、もう少し増えたとしても5、6名ほどの人数の増加というふうに考えております。

【質疑終結】

【意 見】 な し

【採 決】

議案第29号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第30号「所沢市介護保険条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】なし

【質 疑】

中井委員

議案資料ナンバー3の52ページ、第9期介護保険料の設定について、この基準額ですが、前期の第8期と第9期を比べて変わらない自治体は、近隣でどれほどあるか。

中澤介護保険
課長

第9期の金額につきましては、他市も同じタイミングで審議しており把握できていないので、分かりかねます。

中井委員

この基準額は県内でどれくらいの高さになるのか。

中澤介護保険
課長

今回の基準額はまだ分かりかねるところではありますが、あくまで参考ですが、第8期の順位で申し上げますと、県内61団体中、低い方から32番でちょうど半分くらいです。金額でいうと、県内の平均が5,481円に対し、所沢市の前回は5,358円だったということで、若干下回っていたところです。

粕谷委員

確認の意味での質疑だが、介護保険制度の財源はどのような形になっているのだろうか。国や県や保険料の割合の部分である。

中澤介護保険
課長

まず、全体のうち2分の1を保険料、残りの2分の1を公費負担という考え方で、その公費負担のうち、国が4分の1、市と県が2分の1、おおむねそのように設定されております。ただ、サービス種別によって、国と県の率が25%、12.5%なのですが、種別によって、国と県の比率が若干、県の方が高まっていることもあります。

粕谷委員

その辺の割合は、制度として決まっている話という理解でよいか。

中澤介護保険
課長

そのとおりです。

斎藤委員

議案資料ナンバー3の52ページの表に、介護保険保険給付費準備基金を3年間で21億円取り崩し、保険料に充てると書かれているが、そもそもこの基金はいくらあるものなのか。

中澤介護保険
課長

基金の残額ですが、確定値という意味では令和4年度末の金額で申し上げますが、21億3,230万391円です。

赤川委員

議案資料ナンバー3の52ページ、段階区分が第1段階から第13段階と細かくなっているが、これに属している市民の数や割合を教えてください。

中澤介護保険
課長

全ての段階ということでもいいですか。

赤川委員

10段階くらいまで教えてほしい。

中澤介護保険
課長

割合で申し上げますと、前回の令和3年から5年の実績に基づくものですが、第1段階が15.08%、第2段階が7.05%、第3段階が6.54%、第4段階が13.20%、第5段階が13.24%、第6段階が12.20%、第7段階が15.99%、第8段階が8.0%、第9段階が3.67%、第10段階が2.28%になります。

赤川委員

ということは、今聞いた範囲内だと第7段階が多いということになる。この値上げだが、3年に1度改正されていると思うが、前回の値上げ幅はいくらほどだったのか。

中澤介護保険
課長

前回の3年前は、その前の6年前から、要するに第7期から第8期というところの月額基準額は、第8期の場合は5,358円となっておりまして、その前の第7期が4,973円でした。つまり、月額の基準額で385円値上がりしたというところなんです。それに掛け率は変わっていないので、第7段階の場合は1.25を掛けた金額が月額で上がったことになります。

【質疑終結】

【意見】

中井委員

議案第30号「所沢市介護保険条例の一部を改正する条例制定について」日本共産党所沢市議団を代表し、反対の立場から意見を申し上げます。今回の条例改正は、介護保険料の値上げがあるため、反対します。詳細については討論で申し上げます。

粕谷委員

議案第30号「所沢市介護保険条例の一部を改正する条例制定について」市民クラブ未来を代表し、賛成の立場から意見を申し上げます。介護保険は高齢者及びその家族の介護を社会全体で支えていく制度になっています。財源は先ほど聞いたとおり、基本的に公費が半分、保険料が半分になっており、介護が必要な高齢者は年々増え続けており、今や700万人を超えるだろうと言われています。その中で制度を維持していくためには、今回は3年に一度の見直しということですが、保険料の引上げという形になっています。値上げについては大変厳しいと思いますが、今回の改正については高所得者の負担を重くしているということもあり、また保険料負担の上昇をできるだけ抑えるために、介護保険保険給付費準備基金を3年間で21億円取り崩して、保険料の引上げを抑える努力もしているということも相対的に考え、この値上げについてはやむを得ないと感じており、賛成の意見とします。

赤川委員

議案第30号「所沢市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

て」れいわ新選組を代表し、賛成の立場から意見を申し上げます。この
たびの改正は、2025年に団塊の世代が75歳になる前の形で、高齢
者にも所得によって負担してもらおうというような形である。今後は介護
保険制度におきまして、科学的介護の導入や介護コストを下げるなど、
受給者に負担がいかないような制度を今後つくることを望んでいます。
また、これによって介護を受ける側が介護を受けることに対してプレッ
シャーにならないような制度、さらに持続可能な制度に今後していただ
くことを求め、賛成の意見とします。

【意見終結】

【採 決】

議案第30号については、挙手多数により、原案のとおり可決すべき
ものと決する。

○議案第31号「所沢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】なし

【質 疑】

中井委員 改正の主な概要の中にある人員配置基準の緩和について、もう一度説明してほしい。

中澤介護保険課長 各事業所に管理者がいます。この管理者の兼務の要件が、従来は同一敷地内の事業所に限られていたものが、その縛りがなくなるというのがこの緩和になります。

中井委員 管理者が他の施設と兼務できるということだと思うが、最大でいくつの施設まで兼務できるといった決まりはあるのか。

中澤介護保険課長 現在、この基準の中では、そういったところは示されていません。ただ、基準の中にもあるとおり、事業所の管理上支障がない場合ということが明記されておりますので、その当たりの解釈につきましては、おそらく今後、厚生労働省から何らかの通知が出てくる可能性があるのではと考えております。

中井委員 兼務している管理者が管理できる範囲内という形だと思うが、この管

理できているかどうかというのは、所沢市としてはどのように確認していくのか。

中澤介護保険
課長

実際に管理ができているかということは、運営指導という実地での指導が制度上、行われておりますので、まずはそうしたものと、あとは我々は日々、事業所内で行われる運営推進会議に出席したりですとか、それ以外の日々の相談の中でも事業所の状況の相談に乗りながら、場合によっては現場に伺って施設を見させていただいたりということをしていきますので、そうした中でしっかり確認していくと考えております。

山口委員

議案書の8ページにある、第92条第7号イだが、事業所が指針を作成するのに参考になるような資料はあるのか。また、指針作成で市はどのように支援していくのか。

中澤介護保険
課長

この指針に盛り込むべき内容というのは、国から通知が出ておりまして、内容が示されております。市がそこにどう支援していくかという、特に具体的に支援というのは考えていないところで、事業者に作成を委ねるところになるのですが、実際にはそういった手引のほうにこういった盛り込むべき内容というのが示されておりますので、問い合わせや相談があった際にはそういったものを案内していきます。もう少し現実的な話をしますと、今回この第83条に関しては、小規模多機能型居宅介

護事業所に新たにこの基準が設けられますが、実はこの基準というのは、例えば施設系のサービスの特別養護老人ホームや介護老人保健施設といったところには既にある基準でして、実際にはそういった事業所は既に指針を作成しております。インターネットとかを見ますと、実際にそういうものが出ておりますので、現実的にはこういった感じで作っていただければというサンプルを示していくような形になるかと思えます。

山口委員

第92条第7号ウで、介護職員その他の従業員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施することとあるが、こちらに対しての拘束するしないの判断できるような基準のガイドラインは設けているのか。また研修について、定期的実施するとあるが頻度はどれくらいなのか。

中澤介護保険
課長

概要というかガイドラインのようなものが、すでに厚生労働省から手引が示されておまして、身体的拘束等の適正化に関してはかなり古くからある概念です。ですから、そういったガイドラインあるいはそれをもう少し要約したものが、各都道府県からも出ておりますので、参考になるものは豊富にあるところではあります。研修を定期的という部分に関しましては、国から基準に対する解釈の通知というものが出ておまして、この定期的は年2回以上の研修をすることが必要だというふうに示されております。

中井委員 先ほどの人員配置基準の緩和につきまして、緩和する背景というのは
どういものなのか。

中澤介護保険
課長 おそらく、これは国の社会保障審議会等で審議をされたので、様々な
背景はあると思いますが、やはり介護業界全体での人材確保がなかなか
難しい状況という課題が背景としてあるのではと考えております。

赤川委員 身体的拘束の部分だが、それに関わっているところで、第92条第7
号アで、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会とあるが、
これはどういったものなのか。

中澤介護保険
課長 この委員会は、事業所の中で適正化の徹底や事例等も含めた情報の共
有といったことが目的に開催される職場内の会議のようなものと認識し
ております。

赤川委員 ということは、適正に行われているかの確認は施設の内部でのチェッ
クしかないということなのか。

中澤介護保険
課長 チェックということに関して言えば、この適正化をやむを得ない場合
として実施する場合には、家族や本人にその内容であったり、目的や代
替手段の検討の結果等を詳細に伝えた上で行うということが別途国から

示されております。この適正化委員会はいくまで内部の職員で検討がなされるが、それとは別に家族や本人に状況を説明する機会はあるという形でチェックや確認がされております。

赤川委員

この改正の背景を考えると、やはり身体的介護は適正に行われていないということがあったと思う。特に親族からの申し出とかがあったりして、身体的介護に関してやむを得ない場合の記録とかあると思うが、そのあたりの関連で、家族が適正なのかを確認する機会はどういったものがあるのか。

中澤介護保険
課長

どういった機会かとなりますと、利用者の家族とは日々、管理者であったり事業所内の相談員がいますので、その方々が家族とは様々な場面でコミュニケーションを取る機会がございます。そういった中で、この記録に書かれている内容を、実はこういうことが必要でこういう拘束が必要ではないかと検討した結果考えているといったところで、説明ややり取りがあるというか、そういったことが想定されると考えています。

赤川委員

そうすると、それを見たい場合、これは公開されているので、身体的拘束があった場合はその理由を記録している。これは、どういった形で見られるのだろうか。何か申請しないといけないのか。

中澤介護保険
課長

おそらく、申請しないと情報が公開できないといったものではなくて、普通に説明する場で、記録をそのまま見せるかどうかというのは事業所のその場のやり取り次第とは思いますが、別にそういった記録を申請に基づいて見せるというものではなく、あくまで説明するときの資料として、こういうことがこういった状況だったということで資料を使うことがあると思います。

赤川委員

条例でも定めているから記録しているわけで、施設によってそれを見せないということもできるということか。

中澤介護保険
課長

記録に関して拒むということは基本的には考えられないと思います。できるできないということの制限は特にありませんが、どういう状況であったのか見せてほしいと言えば、事業所はそういった書類を示すことになると思います。

【質疑終結】

【意見】

中井委員

議案第31号「所沢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」
日本共産党所沢市議団を代表し、反対の立場から意見を申し上げます。
今回の条例改正は、人員不足による人員配置基準の緩和であるため、反

対します。

粕谷委員

議案第31号「所沢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」市民クラブ未来を代表し、賛成の立場から意見を申し上げます。介護保険制度を支える人員不足のために、こういった人員配置基準の緩和等を示されているわけで、こういった意味を考え、賛成の意見とします。

【意見終結】

【採 決】

議案第31号については、挙手多数により、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第32号「所沢市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】なし

【質 疑】

中井委員

議案資料ナンバー3の85ページの2事業の概要の改正の主な内容のうち（1）公正中立性の確保のための取組の見直しとあるが、この公正中立の確保とはどのようなことか。

中澤介護保険
課長

ケアマネージャーがケアプランを作成する中で、利用するサービスの事業者に偏りがないように、公正中立性を保つということがその意味でございませう。

中井委員

今のケアプランを作成するというのは、議案資料のどこの説明がそれに当たるのか。

中澤介護保険
課長

議案資料ナンバー3の条文でいいますと、88ページの終わりから89ページに係る新旧対照表の部分です。ここの第6条第3項の部分ですが、ここに書いてあることは支援の提供の開始に当たって、あらかじめ利用者やその家族に、過去6か月間の事業所で作ったケアプランのうち、こういったデイサービスであったり、訪問介護、つまりヘルパーサービスでどういう事業所を使ったかという同一の事業者の割合を説明して理

解を得るように努めなければならない。つまり、同一の事業者がどれだけ、実際には厚生労働省の通知では上位3者を指名しなさいというふうに定められているのですが、事業所がどこの法人の事業所を利用しているかをしっかり示して、そういったことを伝えた上で、ケアプランの作成や契約の開始をしなさいということが今まで、義務になっているということです。

中井委員

そうすると、利用者がどこの事業者のケアマネージャーを使ってほしいということを言えるようにするということか。

中澤介護保険
課長

まず、ケアマネージャーはその時点で、既に選ばれているわけです。ケアマネージャーがケアプランを作る中で、例えばデイサービスに通うなら、どこの事業所に行くかということが次の選択になるわけです。本来なら、利用者が希望したサービス事業所と契約する。それが利用者の判断に委ねられるわけですが、実際に利用者は、数ある事業所の中のどこを選択していいかがなかなか分からないので、ケアマネージャーに家の近くでしたり、条件を提示していいところがないか照会して、探すのが現実的には多いのではないかと、その際にうちの事業所であれば、例えば過去にこういったところを紹介しているので、そのケアマネージャーがこういったところをどうですかと紹介するわけですが、そこに先ほど申し上げた公正中立性が保たれるように、うちの会社は同一法人で上

位3者だと、これくらいの割合でこういうところに頼んでいますよというところを、あらかじめ最初の契約時に示すことで、だからといってそこ契約する必要はないわけですが、そこがあまりに偏っていると、例えばケアマネージャーと事業所の間で少し公平性の保たれないような抱え込みのようなことが起きているのではないかと疑われてしまうので、そういったところを公表すべきというのがこの基準の狙いです。

中井委員

利用している方としたら、たくさん紹介されているところの方がいいと思うことがあるかと思うので、この公正中立性という部分に関して、利用者にここを使っているということを示すことで保たれるのかというのが疑問を感じるが、そのあたりはどう考えているか。

中澤介護保険
課長

この規定というのが、前回の3年前のときに初めて基準として定められて、そのときは今申し上げたような割合を示すことで、事業者が公平性をしっかり確認してもらった上で契約するという出されたわけですが、今ご指摘いただいたように、であればうちもそこでいいという選択が実際にあったということも、今回これが緩和されて努力義務になった背景にはあったというふうに、厚生労働省の審議の中ではされたと聞いております。

中井委員

確認ですが、議案資料ナンバー3の90ページの第15条第15号イ

は、テレビ電話装置等を活用することで、利用者の居宅を訪問することが2か月に一度にすることが可能だという理解でいいのか。逆に言うと、2か月に一度は必ず利用者の居宅に訪問することという理解でいいのか。

中澤介護保険
課長 その理解でよいと思います。テレビ電話等を使った場合でも、2か月に一度は訪問するという考え方です。

中井委員 ケアマネージャーの1人当たりの取扱件数を増やすことが、議案資料ナンバー3の85ページの改正の主な概要の(2)にあるわけだが、この取扱件数を増やすことについて、現場のケアマネージャーから意見を聞いて、この人数を決めたといった話は聞いているのか。

中澤介護保険
課長 国の社会保障審議会の中で審議されておりますので、そこに現場の声がどれだけ上がったかというのは、分かりかねるところではあるのですが、審議会のメンバーの中には、おそらくそういった事業者団体の代表も含まれていると思いますので、最終的にはそういった声が届いて、この改正に至ったのではないかと推測するところです。

斎藤委員 議案資料ナンバー3の90ページの第15条のテレビ電話の部分について、テレビ電話の装置とはどのようなものを想定しているのか。介護

の利用者がテレビ電話を使ってモニタリングするというイメージが湧かなかったので、どのようなものを想定しているのかというところと、実際に利用している実績はあるのか。

中澤介護保険
課長

テレビ電話等と書かれておりますが、いわゆるオンライン会議等を使用する、パソコンのZ o o mのようなものであったり、あるいはスマートフォンのようなものも含まれるというふうに認識しております。今、実際にそういったものが活用されているかということですが、少なくともこれまでの基準でそういったものでモニタリングをすることは認められていなかったもので、ただこの3年間のコロナ禍の間には、対面がなかなかできない中で、例えば日々の連絡等にそういったものが活用されていた可能性はあるのかと思います。それはそのケアマネージャー次第で使われていた可能性はあるのかと思います。

赤川委員

書面揭示規制について、議案資料ナンバー3の89ページの第6条第5項第2号の電磁的記録媒体とは、ホームページのことと考えていいのか。何か規定のようなものはあるのか。

中澤介護保険
課長

この書面揭示規制の見直しという部分は、第89条の電磁的記録媒体のところのことを申し上げているわけではないです。この電磁的記録媒体の改正につきましては、今まで磁気ディスクや光ディスクその他これ

に準ずる方法によってというところが、もっとおそらく多様な媒体ができていて、こういう書き方にされているということなので、インターネット云々というよりは、様々な記録媒体の表現を改めたというふう

に認識しています。

赤川委員

それでは、書面掲示の見直しというのは具体的にどういうことか。

中澤介護保険
課長

議案第32号でいえば、議案資料ナンバー3の91ページの第24条が書面掲示に関する基準の見直しに該当します。

赤川委員

ウェブサイトに掲載しなければならないとなっているが、これはホームページに掲載するという意味か。

中澤介護保険
課長

そのとおりです。

赤川委員

こういった事業者はみんなホームページを持っているのか。また、ホームページを見られない利用者や関係者がいる場合もあると思うが、そのあたりはどうするのか。

中澤介護保険

事業者がホームページを持っているかに関して、独自のホームページ

課長

を持っているかどうかは、個人でやっている事業者もいますので、国がやっている情報公表システムみたいなものがありまして、そこに情報を載せればホームページに公開できるという仕組みがありますので、自分でホームページを立ち上げている事業者でなければ、その国の情報公表システムに情報を送ることで、ウェブサイトに乗せたと同じ効果ができるということになります。また、見られない方については、今まで重要事項として契約をする際に示す書類、そういった会社の規定等が書かれている重要事項を事業所の中に掲示したり、備えたりして、あとは契約する際に示すというところまでだったものを、さらにホームページに載せるということで、インターネットで閲覧できるようにしたということなので、ホームページを見られない方は今までどおり確認することになると思います。

赤川委員

重要事項が事業所の中になくても公開するという意味でよいか。

中澤介護保険

そのとおりです。今までは、紙で掲示するというところまでの決まり

課長

が、ホームページでさらに公開するというふうに広がったということです。

【質疑終結】

【意見】

中井委員

議案第32号「所沢市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」日本共産党所沢市議団を代表し、反対の立場から意見を申し上げます。ケアマネージャー1人当たりの取扱件数を増やすことになるため、反対します。詳細については討論で申し上げます。

赤川委員

議案第32号「所沢市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」れいわ新選組を代表し、賛成の立場から意見を申し上げます。このたびの改正は介護保険あるいは介護事業において、介護職員の不足など様々な形で支障が出ているということに対する改正だと思います。そういう中でも、ケアマネージャーの担当取扱件数も含めて、安全性を十分担保しながら、介護保険事業を進めていただくことをお願い申し上げまして、賛成の意見とします。

【意見終結】

【採 決】

議案第32号については、挙手多数により、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第33号「所沢市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】

中井委員

議案第33号だが、改正の主な概要としては議案第31号と同じになると思うが、先ほど質疑したように人員基準の緩和については、管理者の兼務ということで間違いないのか。それはやはり先ほどと同じように、理由の背景としては、人材確保がなかなか難しいということでの人員配置の緩和なのか。

中澤介護保険
課長

先ほど申し上げたのと同様です。

【質疑終結】

【意 見】

中井委員

議案第33号「所沢市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」日本共産党所沢市議団を代表し、反対の立場から意

見を申し上げます。議案第31号と同様、人員不足による人員配置基準の緩和であるため、反対します。

粕谷委員

議案第33号「所沢市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」市民クラブ未来を代表し、賛成の立場から意見を申し上げます。先ほどの議案第31号と同じ理由で、賛成の意見とします。

【意見終結】

【採 決】

議案第33号については、挙手多数により、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第34号「所沢市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】なし

【質 疑】

中井委員

議案資料ナンバー3の111ページの第12条第2項に、実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができるとあるが、あまりそういうことはないという意見も聞いたりしたが、実際にこのようなことは所沢市であったか聞いたことはあるか。

中澤介護保険
課長

事業者によっては、自分たちの契約する範囲はだいたい定めているのですが、例えばちょっと隣の市まで行ったりというところで、交通費を受けるといったことはあると聞いております。

中井委員

議案資料ナンバー3の113ページの第32条第16号イを読むと、最長6か月の利用者と会わない期間ができてしまうと読み取れるが、要支援者であってもその間に容態の変化があるという懸念があると思うが、その点はどのように考えているのか。

中澤介護保険

条文の中にありますとおり、テレビ電話装置等を活用して、モニタリ

課長

ングをするということの条件には、第32条第16号イのところに利用者の心身の状況が安定していたり、しっかりと意思疎通が行えて、また担当職員がテレビ電話装置等を活用して、モニタリングで把握できない情報については担当者、つまり日頃ヘルパーが入っていたりとか、デイサービスに行っているという事業所からの情報が受け取れるということが条件になっていますので、全く6か月に一度になるからといって、情報が取りにくくなるということは想定されていないです。そういったことがない場合に限りというように限定されていると考えております。

中井委員

ないことを想定しているということだが、実際には6か月会わないのはほぼ会っていないことと同じようなことであって、会わない間に実はコロナで入院していたということも聞き及んでいるが、この著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問するとなっているが、要支援者は自分で動けたりして、なかなか介護保険を利用していなかったりすることもあったりして、著しい変化を起こしたときに、6か月も会わないとケアマネージャーに連絡するという考えがなかなか出てこないという話もある。この変化が起きたときに、利用者から事業者に連絡をするという形になってしまうと思う。ヘルパーが常に入っていれば分かると思うが、要支援者はなかなかできなくて、この利用者からそういうときは必ず連絡くださいというようなアプローチはしているのか。

中澤介護保険
課長

そういったアプローチがされているのかはケアマネージャー次第ではあると思いますが、基本的にケアマネージャーは緊急連絡先等を利用者に伝えていると思いますし、例えば仮にこれでテレビ電話装置でモニタリングを行ったとしても、6か月に一度会い、さらに3か月に一度はテレビ電話で確認できてかつ、実際にはサービスを利用しているのでケアマネージャーがついているわけですから、サービスを利用するヘルパーであったり、デイサービスの事業者であったりは、その利用者とやり取りがあるわけです。その事業者とケアマネージャーの連絡というものも日々されているわけで、そういった形で利用者の情報がみんなで共有されているものと考えています。

赤川委員

議案資料ナンバー3の110ページの第6条に、利用者又はその家族に対し、と条文を追加したが、今までこの利用開始する前に介護予防サービス計画の説明は誰にしていたのか。こういう言葉を入れる必要があった背景は何なのか。

中澤介護保険
課長

今までも、この説明する対象というのは、利用者又はその家族というのに変わりなく、ただここに改めて明確に文章で載せたという認識です。

赤川委員

これはおそらく、こういう事業を開始する前に介護予防サービス計画というのを十分説明していなかったというケースもあったのではない

か。その対象をはっきりとさせるといふような意味ではないかと思うがどうか。条文でいうと確かに、当然説明するために第6条が以前からあったと思うので、そういう理由のような気がする。

中澤介護保険
課長

今までも、サービスの利用開始にあたっては当然説明をして、同意を得ると署名をもらっているのです。そういったところで説明をしっかりと受けたということは確認されていたわけです。ですから、それが今まで十分に行われていなかったから、今回このように、利用者又はその家族に対し、と明記したところまで、深い理由はないのではと考えておりますが、改めてここにしっかりとうたうことで、利用者やその家族にしっかりと説明をして、同意をもらうことはこれまでと同様という考え方です。

【質疑終結】

【意見】

中井委員

議案第34号「所沢市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」日本共産党所沢市議団を代表し、反対の立場から意見を申し上げます。指定居宅サービス事業者等との連携によるモニタリングが含まれており、利用者の居宅を長期間、訪問しないことになり、利用者の状況を把握できないといったことにつながると思いますので、反対します。

赤川委員

議案第34号「所沢市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」れいわ新選組を代表し、賛成の立場から意見を申し上げます。このたびの条例改正は、指定介護予防支援の事業者の人員と支援について、効果的になることを目的に改正されたと思っています。モニタリングあるいは書面掲示の制度の見直しということで、これが介護予防サービスの向上につながることを求め、賛成の意見とします。

【意見終結】

【採 決】

議案第34号については、挙手多数により、原案のとおり可決すべきものと決する。

休 憩（午前10時4分）

（説明員交代）

再 開（午前10時14分）

○議案第27号「所沢市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】なし

【質 疑】

中井委員

議案資料ナンバー3の35ページ、所沢市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表の第2条第3号のイに記載のある項目だが、15歳までは保護者しか受給資格者にはなれないという理解でよいか。

清水こども支援課長

今回、16歳以上の方が対象になってくるということになりますので、ご自身で生計を立てている方も生じる可能性があるため、18歳までの方は対象にしていくということを付け加えた条文です。

中井委員

15歳までは受給資格者になれないということか。

清水こども支援課長

15歳までのお子さんは義務教育下にありますので、保護者の加入している健康保険で医療を受けられるといったことで、定義しています。

粕谷委員

提案理由で、子育て家庭の経済的支援の充実を図るということになっているが、その他に理由はないのか。

清水こども支
援課長 子どもの保健の向上と福祉の増進、子育て家庭の経済的負担の軽減を
図ることを目的としています。

粕谷委員 今回提案しているのは、子ども医療費の完全無料化ということだが、
例えば、医療機関等の窓口での一部負担や所得制限を設定するなど、そ
の辺の考え方はなかったのか。

清水こども支
援課長 医療機関等の窓口での一部負担や所得制限につきましては、県内の自
治体では、いずれの自治体でも設定していないこともあり、そういった
意味では、新たに年齢層を拡大することによって、いわば負担的な部分
を増やすというものについては齟齬が出てしまうというところで、他の
自治体との調整も必要になってくると考え、今回は特に制限は設定して
いません。

粕谷委員 近隣のダイア5市ではやっているのか。

清水こども支
援課長 令和5年10月1日現在の状況ですが、飯能市と狭山市では、既に子
ども医療費の助成対象が18歳の年度末までとなっており、無償となっ
ています。また、入間市も対象年齢を18歳年度末に移行する予定があ
ると伺っています。県内40市でも、入院が25市、通院は17市にお
いて、18歳の年度末までを対象としておりますので、県内の動きとす

ると、18歳の年度末までにする流れがあると把握しております。

赤川委員

県内の自治体においては、入院の無料化と通院の無料化を切り分けているところもあるようだが、所沢市ではどのように判断して、入院通院ともに無料化にすることを決定したのか。

清水こども支
援課長

今回の子ども医療費助成対象年齢拡大につきましては、市長公約において、入院と通院の両方を無料とする意向があったことから、今回の提案内容になっています。

【質疑終結】

【意見】 な し

【採 決】

議案第27号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第28号「所沢市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】 な し

【意 見】 な し

【採 決】

議案第28号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

休 憩（午前10時23分）

（休憩中に閉会中の特定事件及び視察の時期について協議会を開催）

再 開（午前10時47分）

○閉会中の継続審査申出の件について（特定事件）

川辺委員長

閉会中の継続審査申出の件については、別紙の内容で申出を行うことと決定した。

○閉会中における委員会審査について

川辺委員長

「子ども支援について」のうち「子育て支援について」を当委員会での特定事件として、閉会中に審査することに御異議ありませんか。

（委員了承）

審査内容の詳細や日時については、執行部と調整する必要がありますので、正副委員長に一任していただくことでよろしいでしょうか。

（委員了承）

○視察について

川辺委員長

行政視察の実施時期については、7月上旬または中旬で調整することよろしいでしょうか。

（委員了承）

川辺委員長

視察先等については、正副委員長に一任していただくことでよろしいでしょうか。

（委員了承）

散 会（午前10時48分）

特定事件 常任委員会閉会中継続審査申出表

令和6年第1回（3月）定例会

健康福祉常任委員会

- 1 地域福祉について
- 2 障害者福祉について
- 3 高齢者福祉について
- 4 社会保障について
（低所得者支援・介護保険・国民健康保険・高齢者医療）
- 5 子ども支援について
- 6 青少年育成について
- 7 保健・医療について